

Ⅲ 答申の概要

今期は、鉄道関係 1 件、旅客自動車関係 2 件及び航空関係 1 件の合計 4 件について、国土交通大臣からの諮問に対して答申をした。その概要は次のとおりである。

1 東京都からの軌道の旅客運賃設定認可申請事案

申請者である東京都は、日暮里・舎人線（日暮里～見沼代親水公園（9.7 キロメートル））の軌道について、東京都地下鉄建設株式会社から平成 19 年 10 月 1 日に軌道事業の譲渡許可を受け、平成 20 年 3 月 30 日から運輸営業を開始できる見込みとなったので、軌道の旅客運賃の設定（初乗運賃を 160 円に設定する等）の認可申請に及んだものである。

国土交通大臣から平成 19 年 10 月 2 日に諮問を受け、当審議会は申請者意見聴取会を開催し、慎重に審議した結果、同年 10 月 30 日に申請どおり認可することが適当である旨の答申をした。

2 福島交通株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案

申請者である福島交通株式会社は、福島市、郡山市他を営業エリアとしているが、輸送需要の減少等により、収支の均衡を保つことが困難になってきているため、平成 9 年 6 月 1 日から実施している現行運賃を改定し、収支の改善を図ろうとして、一般乗合旅客の上限運賃の変更（対キロ区間制運賃の基準賃率 43 円 80 銭を 47 円 30 銭に改定する等）の認可申請に及んだものである。

国土交通大臣から平成 19 年 11 月 15 日に諮問を受け、当審議会は慎重に審議した結果、同年 12 月 20 日に申請どおり認可することが適当である旨の答申をした。

3 新常磐交通株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案

申請者である新常磐交通株式会社は、いわき市、南相馬市他を営業エリアとしているが、輸送需要の減少等により、収支の均衡を保つことが困難になってきているため、平成 9 年 6 月 1 日から実施している現行運賃を改定し、収支の改善を図ろうとして、一般

乗合旅客の上限運賃の変更（対キロ区間制運賃の基準賃率41円20銭を43円90銭に改定する等）の認可申請に及んだものである。

国土交通大臣から平成19年11月15日に諮問を受け、当審議会は慎重に審議した結果、同年12月20日に申請どおり認可することが適当である旨の答申をした。

4 株式会社スターフライヤーからの混雑飛行場（関西国際空港）運航許可申請事案

申請者である株式会社スターフライヤーは、東京国際空港の発着枠の見直しによる増枠を踏まえて関西（関西国際空港）～東京（東京国際空港）との間で1日4往復の運航をしようとして本件申請に及んだものである。

国土交通大臣から平成19年7月31日に諮問を受け、当審議会は慎重に審議した結果、申請者の運航計画に定める発着が関西国際空港の発着調整基準に合致するものと認められる等、運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであると認められること、また、当該路線の運航は、他の本邦航空運送事業者の運航とあいまってより一層の多頻度運航と競争の促進を図り、国際線との乗り継ぎ利便を含む利用者利便の向上に資するものであること等、当該混雑飛行場を適切かつ合理的に使用するものであると認められることから、同年8月28日に関西国際空港を使用して運航を行うことについては許可することが適当である旨の答申をした。